

【書式 9】 個人データの第三者提供を受けた場合の記録書式
(新法第26条第3項関連)

オプトアウトによる個人データの受領の記録 (注1)

1. 受領データの標目又は概要 (注2)	〇〇サービス会員登録者名簿
2. 個人データを受領した年月日 (注1)	年 月 日
3. 提供者の氏名・名称	株式会社〇〇〇〇
4. 提供者の住所	新潟県阿賀野市山口町〇〇〇〇
5. (法人・団体の場合) 代表者・ 管理者名 (注3)	代表者 〇〇 〇〇
6. 提供者の取得経緯	年 月 日、株式会社 ●●より有償で取得 (オプトアウト 方式)
7. 個人データによって識別される 本人の氏名・ID等 (注4)	顧客No.1000～No.2000
8. 受領した個人データの項目	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> メールアドレス
9. 個人情報保護委員会による公表 (注5)	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

(注1) オプトアウト方式 (新法23②) ではなく、本人の同意に基づいた第三者提供 (新法23①又は24) により個人データの提供を受ける場合には、「個人データを受領した年月日」の記載は不要です。これに代わって、当該同意を得た旨記録すれば足够了 (新法26③、規則17①二)。

- (注2) 「受領データの標目又は概要」については、「商品A購入者リスト」や「20代ユーザーリスト（サービスB）」等受領データの種別や概要が分かる簡易な記載や表題を想定していますが、条文上、独立の記録事項としては明記されていません。しかしながら、オプトアウト方式において本人への通知や個人情報保護委員会に届け出ることが求められる「第三者に提供される個人データの項目」（新法23②二）に「名簿等の表題」が含まれるかについて、通則パブコメ536においては、「個別の事例ごとに判断することとなりますが、第三者提供される個人データの内容等によっては、当該表題の内容も『第三者に提供される個人データの項目』となり得る場合もあると考えられます。」と回答されています。当該回答と同様、「受領データの標目又は概要」の記載がなければ、記録義務の趣旨であるトレーサビリティが果たされないと判断される場合、「個人データの項目」等が記録されていないと判断される可能性もあるため、記載をすることが望ましいと思われます。
- (注3) 「法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの）にあっては、その代表者又は管理人）の氏名」を記録しなければならないとされています。
- (注4) 「当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項」を記録する必要があります。「その他の当該本人を特定するに足りる事項」について、確認記録義務ガイドライン21頁では、本人ごとに番号・IDなどを付して個人データの管理をしている場合において、本人を特定できる番号・IDがこれに当たると整理されています。
- (注5) オプトアウト方式（新法23②）ではなく、本人の同意に基づいた第三者提供（新法23①又は24）により個人データの提供を受ける場合には、当該記録事項は不要です。